

## 放射性物質に関する取り組みについて

弊社では福島原発事故後、放射性物質に対する独自の基準を設定し、対象地域の原料または対象地域で製造しております商品は、放射性物質を検出下限各 3Bq/kg 以下で測定し、『不検出』であることを確認してまいりました。

福島原発事故から3年が経過し、弊社・製造メーカー・各都道府県及び水産庁の放射性物質測定結果や環境状況を基に、測定基準を見直しました。

今後も下記自主基準に沿って放射性物質の確認に取り組んでまいります。

放射性物質に関する対応は、これからも長い期間継続していく必要があると考えており、継続する為にも何卒、ご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

### 記

#### 変更点

- \*原料の対象地域変更 18都県 ⇒ 17都県 愛知県を除く
- \*工場の対象地域変更 18都県 ⇒ 4県 福島県周辺の県のみ縮小
- \*測定対象商品の追加 ⇒ 17都県の商品の他に下記を追加し測定対象を拡大  
全世界のミネラルウォーター・乳児用食品・特定原料及び国産の特定水産物を測定対象とする
- \*測定基準 ⇒ ・今後セシウムが各 3 Bq/kg 未満で検出された場合は、数値をホームページで公表し取り扱いを検討する(3 Bq/kg 以上検出の場合は、産地変更または取り扱いを中止する)  
・ミネラルウォーター、乳児用食品については、検出下限各 1 Bq/kg での測定とする  
・乾物やお茶等は喫食する状態を測定する

#### 【測定対象商品】

- (1) 対象地域 17 都県※①で収穫された原料（都道府県が特定できない場合も対象とする）
- (2) 対象地域 4 県※②で製造された商品
- (3) 国産及び海外産の下記商品
  - ・ミネラルウォーター※③
  - ・乳児用食品(赤ちゃん番茶、オートミール、玄米クリーム、赤ちゃんせんべい等) ※③
  - ・乾椎茸、山菜、竹の子、蜂蜜、メープルシロップ・メープルシュガー、アガベシロップ、紅茶、ジャム※④
- (4) 下記のヨーロッパ産商品及び下記のヨーロッパ産原料を配合比率 3 %以上含む商品※⑤
  - ・ベリー類、ハーブティー、きのこ類
  - ◎ ヨーロッパ以外の輸入商品についてはムソーで自主確認を行い、測定結果を基に今後の測定対象を検討する。
- (5) 対象地域の下記特定水産物商品※⑥
  - 東京湾、房総半島（北緯 35 度）から北海道道南（北緯 42.5 度）の間より、北海道松前半島白神岬（東経 140 度 20 分）を結ぶ東側の海域でとれた  
昆布、タラ、ヒラメ、カレイ、サバ、サンマ、カツオ、イワシ、アサリ、シジミ、ハマグリ
  - ◎ 川魚については、17 都県を対象とする
  - ◎ エキス類等の原料は、対象外とする
  - ◎ サケ、イカ、ホタテ、エビ、カニ、ウニ、イクラ、ひじき、のり、わかめ等は、水産庁や都道府県等の測定においてセシウムが各 3 Bq/kg 以上検出されていないことから対象外とする
  - ◎ スズキ、天然鯛、天然うなぎは検出されているが、現在取り扱いがない事から対象外とする
  - ◎ 測定対象原料で、産地特定ができない（不明）の場合は測定対象とする
  - ◎ 養殖水産物の飼料については確認が困難な為対象外とする

## 【測定基準】

- ・対象商品または対象原料は、放射性物質セシウム134とセシウム137が『各3Bq/kg未満』であることを確認する。各3Bq/kg以上の放射性物質が検出された場合は、産地変更または取り扱いを中止する。3Bq/kg未満で検出された場合は、数値をホームページで公表し取り扱いを検討する。※①②④⑤⑥  
ミネラルウォーター・乳児用食品については、検出下限各1Bq/kgでの測定とし『不検出』であることを確認する。※③
- ・測定方法は、ゲルマニウム半導体検出器（精密機器）やヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器を使用し、ヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器で、各3Bq/kg以上の数値が検出された場合は、ゲルマニウム半導体検出器で再検査し、取り扱いについて判断する。
- ・乾椎茸等乾物類は戻した状態、お茶や紅茶等の飲料は抽出後の飲む状態で測定する。
- ・測定頻度は、対象原料の収穫年度や産地が切り替る際とし、加工食品や製造ロット毎に変わる生鮮原料（肉類・卵・乳製品・野菜・水産物等）が対象の商品は、年1回測定する。
- ・製造工場のみ対象の商品は、最終商品で年1回測定する。※②

### ※①～⑥について

- ※① 17都県：静岡・長野・山梨・埼玉・神奈川・東京・群馬・新潟・千葉・茨城・栃木・福島・宮城・山形・岩手・秋田・青森
- ※② 4県：茨城・栃木・福島・宮城
- ※③ 商品の特性上、放射性物質は「ゼロ」であるべきと考える
- ※④ 厚生労働省の福島原発事故以前と事故後の測定データ等より、放射性物質が特に蓄積されやすいことから確認すべきと考える
- ※⑤ チェルノブイリ原発事故の影響を懸念し特に確認すべきと考える
- ※⑥ 各都道府県及び水産庁等の測定結果より、セシウムが検出されていることから確認すべきと考える

## 【基準一覧】

	測定対象	対象地域	検出下限値	取扱い基準
①	国産の原料対象地域の商品	17都県	各3Bq/kg	各3Bq/kg 未満
②	製造工場のみ対象の商品	4県		
③	ミネラルウォーター、乳児用食品	全世界	各1Bq/kg	不検出
④	乾椎茸、山菜、竹の子、蜂蜜、 メープルシロップ・メープルシ ュガー、アガベシロップ、 紅茶、ジャム	全世界	各3Bq/kg	各3Bq/kg 未満
⑤	ベリー類、ハーブティー、きのこ類	ヨーロッパ		
⑥	国産の特定水産物の商品 昆布、タラ、ヒラメ、カレイ、サバ、 サンマ、カツオ、イワシ、アサリ、 シジミ、ハマグリ	東京湾、房総半島より 北海道道南間、北海道 松前半島白神岬を結ぶ東側 の海域		